

いいの事務所 ニュース

Iino Management & Labor Consulting Office

2011/12/10

VOL.11

- 都内 127 企業が「割増賃金 22 億円」を遡及支払 -

東京労働局が、平成 22 年 4 月から平成 23 年 3 月までの 1 年間に東京労働局管内において、時間外・休日労働等

に対する割増賃金が適正に払われていない企業 2,661 件に対して、労働基準法違反としてその是正を勧告・指導しました。その結果、支払われた

金額が 100 万円以上となった 127 企業の状況について取りまとめ、「監督指導による賃金不払残業の是正結果」として発表しました。

- 労働者 1 人当たり支払金額は過去 5 年で最多となる -

支払われた金額が 100 万円以上の企業は、127 社(前年度比 11 社増)、対象労働者数 9,524 人(前年度比 10,155 人減)、支払金額 22 億 290 万

円(前年度比 8 億 1,573 万円減)となっています。

1 企業当たりの支払金額は 1,735 万円であり、労働者 1

人平均支払金額は 23 万円となり、過去 5 年間で最多となっています。

- 業種別では、製造業が対象企業数、支払金額ともに増加している -

対象企業数、労働者数、支払金額別に上位となった業種は、次の通りです。

【企業数】①商業 35 件(前年度比+8 件)、②接客娯楽業 17 件(前年度比同数)、③

製造業 14 件(前年度比+7 件)

【労働者数】①商業 1,888 人(前年度比-162 人)、②保健衛生業 1,088 人(前年度比-600 人)、③接客娯楽業 1,018 人(前年度比-2,020 人)

【支払金額】①製造業 5 億 2,994 万円(前年度比+4 億 9570 万円)、②接客娯楽業 4 億 6,127 万円(前年度比-8 億 3643 万円)、③教育研究業 3 億 3,367 万円(前年度比+3 億 1,559 万円)となっています。

- 1 企業での最高支払額は、3 億 9,400 万円 -

1 企業での最高支払額は 3 億 9,400 万円(教育研究業)であり、これらを含めて、支払金額が 3,000 万円を超えた事案は 8 件となっています。

これら 8 件の事案の概要の多くは、「自己申告制」による労働時間の把握を行っていません。しかし、この時間と実際の出退勤時刻やパソコンのログ記録とのかい離が認め

られたため、実労働時間を調査した結果、割増賃金が不足していたことが判明したものとなっています。

-労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準-

労働基準監督署の監督指導は、この基準を元に行われます。

主な内容は、①使用者は、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録すること、②その記録の方法として、原則は、(1)使用者の現認による確認、記録、(2)タイムカード、ICカード、IDカード、パソコン入力等の客観的な記録による確認、記録の2つの方法から選択することとしています。

また、例外的に自己申告制を用いる場合は、以下の措置を講じることとして、①自己申告制を導入する前に、その対象となる労働者に対して、労働時間の実態を正しく記録し、適正に自己申告を行うことなどについて十分な説明を行うこと、②自己申告制により把握した労働時間が実際の労働時間と合致しているか否かについて実態調査を行うこと、③労働者の労働時間の適正な申告を阻害する目的で時間外労働数の上限を設定する

などの措置を講じないことが挙げられています。なお、時間外労働の削減のための社内通達や時間外労働手当の定額払いなどが労働時間の適正な申告を阻害する要因となっていないかについて確認することを求めています。

前述の監督指導の事案の例にもあるように、「自己申告制」による労働時間管理の運用については、多くの課題を抱えているのが現状です。御社の実態はいかがでしょうか。

「労働基準監督署による調査」の実態

労働基準監督署の調査は、突然の立ち入りや日時を指定された呼び出しなどにより行われています。最近では、突然立ち入るケースが多くなったような気がします。調査の対象となる事業所は、労基法による事業場は、住所単位となっていることから、本社以外の支店や営業所、店舗についても対象となります。

調査の内容は、会社の事業概要、就業規則や36協定等の協定類、雇用契約書、労働者名簿、タイムカード、賃金台帳、健康診断結果表、安全・衛生委員会議事録など多岐にわたって行われますが、やはり、重要なポイントは、「労働時間の適正な管理と適正な賃金の支払」となります。

調査の結果、法律違反が認められると、「是正勧告書」が、法律違反とまでは言えないが、通達、指針に触れるような場合は、「指導票」が交付されます。いずれも1か月程度の期日を指定され、改善報告をすることになります。なお、通常労働基準監督署は、「〇〇円支払え」とは言いません。未払い賃金があることを指摘したうえで、「再計算をして、未払い分については支払いなさい」と指摘をすることになるのです。

「是正勧告書」等の対応によっては、送検手続きを取られてしまう場合もありますので、いい加減な対応ではなく、誠意をもった対応をしなければなりません。また、指摘された事業場以外の事業場の対応、過去の清算や将来的な対応などについても検討する必要があります。

労働基準監督署の調査の対応については、過去50件以上の実績があります。万が一の際、まずはご相談ください。

lino Management & Labor Consulting Office

Tel: 03-6661-6597 Fax:03-6661-6598

E-Mail: office@sr-iino.com URL:www.sr-iino.com

<http://www.facebook.com/sr.iino>